

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、原子力損害賠償債権の消滅時効に関する考え方を記載するとともに、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

- 要賠償額の見通し

出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長に加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたこと等から、要賠償額は4,394億円増加し、12兆3,216億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- ・ 出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長による増加等
…約1,421億円
- ・ 除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたことによる増加等
…約2,972億円

- 原子力損害賠償債権の消滅時効に関する考え方

賠償請求において、時効を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々の御事情について十分に配慮しつつ、引き続き真摯に対応し、最後の一人まで賠償貫徹する旨を記載。

以上